

## 前田利家オリジナル商品取扱店等登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中川区が加賀百万石の礎を築いた前田利家公(以下「前田利家」という。)生誕の地であることを、事業者などと共同して広く知らせ、中川区の魅力と賑わいを高めていくことを目的として、前田利家にゆかりのある商品を取り扱う店舗等を、前田利家オリジナル商品取扱店等(以下「取扱店」という。)として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (取扱店の要件)

第2条 取扱店の要件は、中川区内に所在し、次の各号のいずれかに該当する店舗等とする。

- (1) 自社が企画した前田利家にゆかりのある商品を取り扱っている店舗
- (2) 他社が企画した前田利家にゆかりのある商品を取り扱っている店舗又は金沢市をはじめとする加賀百万石の地にゆかりのある名産品等を取り扱っている店舗
- (3) 中川区が前田利家生誕の地であることの広報に協力する店舗等

2 ただし、前項に該当する店舗等であっても、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び中川区広告掲載要綱に定められている事項を準用し、取扱店として登録することが適当でない場合を除く。

### (登録の申込み)

第3条 第2条に該当し、登録の申込みをしようとする者は、前田利家オリジナル商品取扱店等登録申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を名古屋市中川区長(以下「中川区長」という。)に提出する。

### (登録の決定)

第4条 中川区長は、前条の申込書の提出があった場合は、その内容を確認し、登録の決定をする。

- 2 登録を承認する場合は、別表に定める配付物品(以下「配付物品」という。)を、予算の範囲内で取扱店に配付する。
- 3 登録を承認しない場合は、登録の申込みをした者に対して、前田利家オリジナル商品取扱店等登録不承認通知書(様式第2号)を交付する。

(取扱店の責務)

第5条 取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 配付物品を使用し、中川区が前田利家生誕の地であることを広く知らせること
- (2) 登録を解消する又は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに区に申し出ること

2 取扱店は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 店舗において犬千代ルートパンフレットを配架すること
- (2) 区が行う中川区の魅力と賑わいを高めていく取り組みへ協力すること
- (3) 区の公式ウェブサイト等で取扱店の情報を閲覧した商品購入者のための特典を設定すること

(区による広報)

第6条 区は、取扱店が提出した申込書をもとに、別表に定める広報事項を区の公式ウェブサイト上で広報をする。

(配付物品の管理等)

第7条 取扱店は、配付物品を適切に管理し、使用しなければならない。尚、配付物品の使用に係る事故に対して、名古屋市は一切の責任を負わない。

- 2 取扱店は、配付物品を譲渡及び複製してはならない。ただし、区が認めた場合は、この限りではない。
- 3 取扱店は、必要がない配付物品を、適宜、区に返納しなければならない。
- 4 取扱店は、配付物品が経年劣化等により使用に支障をきたした場合は、予算の範囲内において区に再配付を求めることができる。

(登録の解除)

第8条 中川区長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当した場合、登録を解除し、取扱店は、配付物品を区に返納しなければならない。

- (1) 第2条の要件に該当していない場合
- (2) 配付物品を適切に管理及び使用していない場合
- (3) 取扱店として、適切でない行為があったと区が認めた場合
- (4) 取扱店が登録解消の申し出をした場合

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

別表

登録区分 (第2条第1項)	配付物品	広報事項 (申込書中)
第1号	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録区分ステッカー (必須)</li><li>・登録区分のぼり旗</li><li>・犬千代ルートパンフレット</li><li>・のぼり旗</li><li>・犬千代ルート広報DVD</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗情報欄すべて</li><li>・商品情報欄すべて</li></ul>
第2号	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録区分ステッカー (必須)</li><li>・登録区分のぼり旗</li><li>・犬千代ルートパンフレット</li><li>・のぼり旗</li><li>・犬千代ルート広報DVD</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗情報欄すべて</li><li>・商品情報欄①、②、⑤ (主な商品3つまで)</li></ul>
第3号	<ul style="list-style-type: none"><li>・登録区分ステッカー</li><li>・犬千代ルートパンフレット</li><li>・のぼり旗 (必須)</li><li>・犬千代ルート広報DVD</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗情報欄①、②</li><li>・商品情報欄⑤</li></ul>

備考 個人の登録者への配付物品は、のぼり旗のみとする。